

令和7年第1回
宮崎県東児湯消防組合議会臨時会
会議録

宮崎県東児湯消防組合消防本部

目 次

会期及び審議日程	1
告示・応招議員・不応招議員	2
会議に付した事件	3
出席議員・欠席議員・説明員・総務課職員	4
開会	4
仮議席の指定について	5
議会議長の選挙について	5・6
議席の指定について	6
会議録署名議員の指名について	6
会期の決定について	6
副議長の選挙について	6・7
議会常任委員会委員の選任について	7・8
議員から選出する監査委員の選任について	8・9・10
議案上程（議案第5号～議案第8号）	10
提案理由説明	10・11
質疑	11・12
討論・採決	12・13
報告	13
議案上程（議案第9号～議案第15号）	13・14
提案理由説明	14・15
詳細説明	15・16・17・18・19・20
質疑	20・21
討論・採決	21・22・23
閉会	23

会期及び審議日程

日次	月日	曜日	摘要
第1日	7月14日	月曜日	開会 仮議席の指定 議会議長の選挙 議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 議会副議長の選挙 議会常任委員会委員の選任 議員から選出する監査委員の選任 提案理由説明 質疑 採決 議案上程（議案第5号～第8号） 提案理由説明 質疑 討論・採決 報告 議案上程（議案第9号～第15号） 提案理由説明 詳細説明 質疑 討論・採決 閉会

宮崎県東児湯消防組合告示第2号

令和7年第1回宮崎県東児湯消防組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年7月2日

宮崎県東児湯消防組合
管理者 黒木敏之

- 1 期日 令和7年7月18日
- 2 場所 宮崎県東児湯消防組合消防本部

○応招議員（10名）

1番 古川 誠	2番 日高 正則
3番 阿萬 誠郎	5番 石崎 俊二
6番 眞鍋 博	7番 荒川 浩
8番 中村 昭人	10番 小嶋 貴子
11番 勝目 文明	12番 黒木 正文

○不応招議員（なし）

○会議に付した事件

- 令和7年7月14日 午後1時50分 開会
- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 選挙第1号 議会議長の選挙について
- 日程第3 議席の指定について
- 日程第4 会議録署名議員の指名について
- 日程第5 会期の決定について
- 日程第6 選挙第2号 議会副議長の選挙について
- 日程第7 議会常任委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第1号 議員から選出する監査委員の選任について
- 日程第9 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）
（令和6年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第4号））
- 日程第10 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）
（宮崎県東児湯消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日程第11 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）
（宮崎県東児湯消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日程第12 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）
（宮崎県東児湯消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日程第13 報告第1号 令和6年度宮崎県東児湯消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書について）
- 日程第14 議案第9号 宮崎県東児湯消防組合定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第10号 宮崎県東児湯消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第11号 宮崎県東児湯消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第12号 宮崎県東児湯消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第13号 財産の取得について
- 日程第19 議案第14号 消防本部庁舎省エネ改修工事請負契約について
- 日程第20 議案第15号 令和7年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第1号）

○出席議員（10名）

1番 古川 誠	2番 日高 正則
3番 阿萬 誠郎	5番 石崎 俊二
6番 眞鍋 博	7番 荒川 浩
8番 中村 昭人	10番 小嶋 貴子
11番 勝目 文明	12番 黒木 正文

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者 …………… 黒木 敏之	副管理者 …………… 早瀬 哲郎
副管理者 …………… 小嶋 崇嗣	副管理者 …………… 半渡 英俊
副管理者 …………… 宮崎 吉敏	副管理者 …………… 坂田 広亮
消防長 …………… 瀬川 幸一郎	消防次長兼予防課長 …… 松尾 拓哉
総務課長 …………… 河野 哲	警防通信課長 …………… 福屋 光之郎
消防署長 …………… 清水 剛	

○総務課出席職員職氏名

総務課長補佐 …………… 有村 健司
総務課財政係長 …………… 甲斐 博臣

開会 午後1時56分

臨時議長 日高 正則

ただいまの出席議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回宮崎県東児湯消防組合議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

臨時議長 日高 正則

議事日程について、おはかりします。

本件につきましては、別紙がお手元に配布してあります。この順序によって審議することに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

臨時議長 日高 正則

異議なしと認めます。

よって議事日程は、そのように決定しました。

臨時議長 日高 正則

日程第1 「仮議席の指定について」でございますが、議事進行上、ただいまご着席の議席を仮議席に指定いたします。

臨時議長 日高 正則

日程第2 選挙第1号「議会議長の選挙について」を議題といたします。

おはかりします。

選挙の方法につきましては、投票・指名推薦の方法がありますが、いずれの方法にいたしましょうか。

《指名推薦の声》

臨時議長 日高 正則

ただいま、指名推薦でよいのではないかとの声がありましたが、選考委員をたてて推薦することに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

臨時議長 日高 正則

異議がないようですので、選考委員を各町1名選出していただき、ご協議をお願いしたいと思います。

ここで、暫時休憩いたします。

(1時58分)

臨時議長 日高 正則

それでは、会議を再開いたします。

(1時59分)

ここで、選考委員の協議の結果をご報告していただきます。

8番 中村 昭人

議長 8番

臨時議長 日高 正則

8番議員

8番 中村 昭人

それでは、協議の結果をご報告させていただきます。議会議長に高鍋町議会議長の古川誠議員を推薦いたします。

臨時議長 日高 正則

ただいま、報告がありましたとおり、古川誠議員が推薦されました。
よって、古川誠議員を議長に推すことにご異議ありませんか。

《異議なしの声》

臨時議長 日高 正則

異議なしと認めます。よって、古川誠議員を議長選挙の当選人といたします。
本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。
それでは、ただいま議長に当選されました、古川誠議員にご登壇いただき、臨時議長としての私の任を解かせていただきます。

議事整理のため、暫時休憩いたします。 (2時00分)

《事務局議事整理》

議長 古川 誠

それでは、会議を再開いたします。 (2時02分)

日程第3 「議席の指定」を行います。

本件は、会議規則第4条第2項の規定により、議長が議席を指定することになっております。
議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

議長 古川 誠

日程第4 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第112条の規定により、議長において2番 日高正則議員及び8番 中村昭人議員を指名いたします。

議長 古川 誠

日程第5 「会期の決定について」を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

《異議なしの声》

議長 古川 誠

異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 古川 誠

日程第6 選挙第2号「議会副議長の選挙について」を議題といたします。

本件につきましては、現在組合議会副議長が空席になっていることに伴い、選挙を行うものであります。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、投票・指名推薦の方法がありますが、今回は、議長による指名推薦で行いたいと思いますが、これについてご異議ありませんか。

《異議なしの声》

議長 古川 誠

異議なしと認めます。

それでは、議長において、副議長に中村昭人議員を指名いたします。

おはかりいたします。

中村昭人議員を副議長選挙の当選人とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長 古川 誠

異議なしと認めます。

よって、中村昭人議員を副議長選挙の当選人といたします。

本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました中村昭人議員に就任のご挨拶をお願いします。

8番 中村 昭人

この度、副議長に選任されました川南町議会議長の中村昭人と申します。しっかりと議長を補佐しながら、当組合の活動を円滑に進めますようご尽力いたしますので、何卒よろしくお願ひいたします。

議長 古川 誠

ここで、議事整理のため、暫時休憩いたします。

(2時04分)

《事務局議事整理》

議長 古川 誠

会議を再開いたします。

(2時04分)

日程第7 「議会常任委員会委員の選任について」を議題といたします。

常任委員の任期は2年となっており、この度、全委員任期満了であります。

ここで、おはかりいたします。別室で各町それぞれご協議のうえ、所属委員を選出いただき、また、選出された各所属委員で正副委員長を互選していただき、ご報告願うことにしたいと思います。ですが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長 古川 誠

異議なしと認めます。

それでは、別室にて、各町それぞれご協議のうえ、所属委員及び正副委員長を互選していただき、ご報告いただきたいと思います。

ここで、暫時休憩いたします。 (2時05分)

議長 古川 誠

会議を再開いたします。 (10時22分)

総務・建設それぞれの所属委員をご報告いただいておりますので、組合議会委員会条例第4条第1項の規定により、議長において、指名いたします。

総務常任委員会委員に、古川誠議員、阿萬誠郎議員、眞鍋博議員、中村昭人議員、勝目文明議員、建設常任委員会委員に、日高正則議員、石崎俊二議員、荒川浩議員、小嶋貴子議員、黒木正文議員を指名いたします。

続きまして、委員長・副委員長につきましては、それぞれの所属委員において、互選されていますのでご報告いたします。

総務常任委員会委員長に、阿萬誠郎議員、同副委員長に、眞鍋博議員、建設常任委員会委員長に、石崎俊二議員、同副委員長に、日高正則議員が選任されました。

議事整理のため暫時休憩いたします。 (2時09分)

《事務局議事整理》

議長 古川 誠

会議を再開いたします。 (10時24分)

続いて日程第8 同意第1号「議員から選出する監査委員の選任について」を議題といたします。

管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者 黒木 敏之

議長 管理者

議長 古川 誠

管理者

管理者 黒木 敏之

本日は、令和7年第1回宮崎県東児湯消防組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中、ご出席をいただきご審議賜りますことを、厚くお礼申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました同意第1号議員から選出する監査委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

当消防組合の監査委員は、組規約第9条の規定により2名とし、そのうち1名は議員から

選出する監査委員となっております。

現在、議員の改選により議員から選出する監査委員が不在となっておりますので、今回、都農町議会議長の勝目文明氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

よろしくご審議を賜り、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長 古川 誠

管理者の提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、勝目文明議員の一身上に関する件でありますので、地方自治法第117条の規定により、勝目文明議員の除斥をお願いしたいと思います。

勝目文明議員の退席を求めます。

《勝目文明議員退席》

議長 古川 誠

これより質疑に入ります。

同意第1号「議員から選出する監査委員の選任について」質疑はありますか。

《質疑なしの声》

議長 古川 誠

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 古川 誠

おはかりいたします。本案は、人事に関する案件でございますので、討論を省略し、採決することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長 古川 誠

異議なしと認めます。よって本案は討論を省略し、採決いたします。

本案に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

議長 古川 誠

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

勝目文明議員は、議席にご着席願います。

《勝目文明議員着席》

ここで監査委員となられました、勝目文明議員が席につかれましたので、就任のご挨拶をお

願いをいたします。

8番 勝目 文明

ただいま、監査委員にご同意をいただきました都農町の勝目文明でございます。新富町監査委員の坂東啓男様と協力しながら、精一杯務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。大変簡単でございますが、挨拶といたします。

議長 古川 誠

日程第9 議案第5号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（令和6年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第4号）」

日程第10 議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（宮崎県東児湯消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について）」

日程第11 議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（宮崎県東児湯消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について）」

日程第12 議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）（宮崎県東児湯消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について）」

の4議案を一括して議題といたします。

議長 古川 誠

管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者 黒木 敏之

議長 管理者

議長 古川 誠

管理者

管理者 黒木 敏之

それでは、議案第5号から議案第8号につきまして一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第5号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（令和6年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第4号）」であります。

本案は、令和6年度の小型動力ポンプ付水槽車整備事業が納期遅延により、年度内に事業完了が見込めなくなったことから、本事業に係る経費5千412万円を繰越明許費として補正予算措置したものです。

次に、議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（宮崎県東児湯消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について）」であります。

本案は、国や構成町と同様に超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、条例の一部を改正したものであります

次に、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（宮崎県東児湯消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について）」であります。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正したものであります。

次に、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）（宮崎県東児湯消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について）」であります。

本案は、令和6年度人事院勧告に基づき、各種手当の見直し及び給料表を改定する内容として、条例の一部を改正したものであります。

以上の4議案につきましては、組合議会臨時会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月25日付けをもちまして専決処分をいたしましたので、本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明といたします。よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 古川 誠

以上で説明が終わりました。

これより、議案第5号から議案第8号について、質疑を行います。

議長 古川 誠

まず、議案第5号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（令和6年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第4号）」について、質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 古川 誠

次に、議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（宮崎県東児湯消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について）」質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 古川 誠

次に、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（宮崎県東児湯消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について）」質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 古川 誠

次に、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）（宮崎県東児湯消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について）」質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 古川 誠

これより、議案第5号から議案第8号について、討論・採決を行います。討論・採決は議案ごとに行います。

議長 古川 誠

まず、議案第5号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（令和6年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第4号）」に対する討論はありませんか。

《なしの声》

討論がありませんので、採決いたします。

議案第5号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

議長 古川 誠

次に、議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（宮崎県東児湯消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について）」に対する討論はありませんか。

《なしの声》

討論がありませんので、採決いたします。

議案第6号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

議長 古川 誠

次に、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（宮崎県東児湯消

防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について)」に対する討論はありませんか。

《なしの声》

討論がありませんので、採決いたします。

議案第7号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

議長 古川 誠

次に、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）（宮崎県東児湯消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について）」に対する討論はありませんか。

《なしの声》

討論がありませんので、採決いたします。

議案第8号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

議長 古川 誠

日程第13 報告1号「令和6年度宮崎県東児湯消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書について」

議長 古川 誠

管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者 黒木 敏之

それでは、ただいま上程いただきました報告第1号「令和6年度宮崎県東児湯消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書について」ご報告申し上げます。

令和6年度の小型動力ポンプ付水槽車整備事業につきまして、繰越明許費に係る繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告申し上げます
でございます

議長 古川 誠

以上で報告が終わりました。

議長 古川 誠

日程第14 議案第9号「宮崎県東児湯消防組合職員定数条例の一部を改正する条例につ

いて」

日程第15 議案第10号「宮崎県東児湯消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」

日程第16 議案第11号「宮崎県東児湯消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

日程第17 議案第12号「宮崎県東児湯消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」

日程第18 議案第13号「財産の取得について」

日程第19 議案第14号「消防本部庁舎省エネ改修 工事請負契約について」

日程第20 議案第15号「令和7年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第1号）について」の7議案を一括して議題といたします。

議長 古川 誠

管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者 黒木 敏之

議長 管理者

議長 古川 誠

管理者

管理者 黒木 敏之

それでは、議案第9号から議案第15号の7議案につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第9号「宮崎県東児湯消防組合職員定数条例の一部を改正する条例について」であります。

本案は、宮崎県東児湯消防組合定員適正化計画に則り、将来にわたる安定した消防行政運営に向けた組織体制の構築を目標として、職員の定数を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第10号「宮崎県東児湯消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

本案は、国や構成町と同様に、仕事と育児の両立支援推進のために、所要の規定を整備するため、一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第11号「宮崎県東児湯消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い部分休業の取扱いに関し、所要の規定を整備するため、改正しようとするものであります。

次に、議案第12号「宮崎県東児湯消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

本案は、国から緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給に関し、適切に対応する旨の助言があったことに伴い、同手当の支給を可能とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第13号「財産の取得について」であります。

本案は、令和7年度当初予算に計上しておりました、高規格救急自動車の購入についてでございます。

現在、消防署都農分遣所に配備しています高規格救急自動車を更新するための購入に伴い、財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第14号「消防本部庁舎省エネ改修工事請負契約について」です。

本案は、令和7年度当初予算に計上しておりました、消防本部庁舎の空調設備及び照明設備等を改修するための事業に伴い、工事請負の契約をすることについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第15号「令和7年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第1号）」であります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8258万1千円とするものであります。

補正内容をご説明いたしますと、歳入につきましては、「繰入金」「諸収入」を増額し、歳出につきましては、「消防費」を増額するものであります。

詳細につきましては、消防長に説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます提案理由の説明といたします。

議長 古川 誠

管理者の提案理由の説明が終わりました。

続いて、消防長の詳細説明を求めます。

消防長 瀬川 幸一郎

議長 消防長

議長 古川 誠

消防長

消防長 瀬川 幸一郎

それでは、議案第9号から議案第15号につきまして、ご説明させていただきます。

まず、議案第9号の「宮崎県東児湯消防組合職員定数条例の一部を改正する条例について」、

ご説明いたします。

複雑多様化そして増大している消防需要や定年延長などの新たな制度への対応、また、働き方改革による育児休暇等の確保など、課題が山積するなかにあっても、将来にわたって、安定した消防行政サービスが提供できる組織体制の構築を目指し、昨年度策定いたしました定員適正化計画に則り(のっとり)、定数を改めさせていただこうとするものでございます。

議案書とは別にお配りしております、改正条例の新旧対象表で、改正内容をご説明いたします。

この表は左側が改正後、右側が改正前でございます。条文の改正箇所はアンダーラインで示しております。

新旧対照表につきましては、他の議案においても、同様でございますのでよろしくお願いいたします。

新旧対照表を見ていただきますと、アンダーラインのとおり、現行の102人から112人へ増員させていただこうとするものです。

この条例につきましては、公布の日からの施行を予定しております。

以上で、議案第9号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に、議案第10号の「宮崎県東児湯消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明いたします。

国や構成町と同様に、仕事と育児の両立支援制度の利用に関して職員の意向確認等を実施するよう規定し、柔軟な働き方を選択できるよう支援するものでございます。

それでは、議案書とは別にお配りしております、改正条例の新旧対象表で、ご説明いたします。

改正案の下部にあります第15条の3を今回、新たに加えようとするものです。内容につきましては本人又は配偶者の妊娠、出産等について申出を受けた時期、及び子供が3歳になるまでの適切な時期に、支援制度の周知・意向確認を行うとともに、各家庭の状況に応じた配慮を行おうとするものでございます。

その他の改正箇所については、新たな条を追加したことに伴う整備及び字句の修正となっております。

この条例につきましては、令和7年10月1日からの施行を予定しております。

以上で、議案第10号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に、議案第11号の「宮崎県東児湯消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明いたします。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援として部分休業制度の拡充を図ろうとするものでございます。

こちらにつきましても、改正条例の新旧対象表で、ご説明いたします。

まずは第19条にて部分休業を請求できる非常勤職員の要件から、勤務日ごとの勤務時間を考慮する規定を削除しています。

続きまして、第20条にて、1日につき2時間の範囲内で勤務しない部分休業を第1部分休業といい、勤務時間の始め又は終わりとしていた条件を削除しています。

続きまして、第20条の2から第20条の4において、第2部分休業として、1年につき10日相当の範囲内で勤務しない取得形態を追加し、その取得単位や期間および上限時間について整備しております。

続きまして、第20条の5にて、部分休業の取得形態を変更することができる特別の事情について規定しております。

その他の改正箇所については、参照する項や文言の整備となっております。

この条例につきましては、令和7年10月1日からの施行を予定しております。年度途中の改正となりますので、上限時間について経過措置を設けております。

以上で、議案第11号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に、議案第12号の「宮崎県東児湯消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明いたします。

本案は、緊急消防援助隊として出動した職員に対して手当を支給するために緊急消防援助隊出動手当を創設しようとするものでございます。

緊急消防援助隊とは、大規模災害や特殊災害が発生した際に、被災地の消防力だけでは対応が困難な場合、全国の消防機関が連携して被災地を支援する部隊のことです。この様な大規模また特殊な災害現場において救助活動等に従事した場合は国家公務員や警察職員にあっては特殊勤務手当が支給されていることから、緊急消防援助隊として被災地におもむき救助活動等に従事した場合には国家公務員や警察職員との待遇面での均衡を図るうえでも手当の支給について適切に対応するよう国から助言がなされているところでございます。

添付しています改正条例の新旧対象表で、ご説明いたします。

改正案にあります第7条でございますが、緊急消防援助隊として出動し、活動に従事した職員に対し、1日につき1,080円を支給しようとするものでございます。

また、括弧内にはございますが、管理者が著しく危険であると認める区域で活動に従事した場合にあっては、2,160円を支給しようとするものです。

この管理者が著しく危険であると認める区域とは、災害対策基本法に基づく立入禁止や退去命令等の措置がなされた区域のことを指しています。

支給額につきましては、国の助言に基づき国家公務員に準じております。

なお、手当の支出につきましては、国庫負担金または全国市町村振興協会の交付金により全

額、補填される制度となっております。

以上で、議案第12号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に、議案第13号の「財産の取得について」をご説明いたします。

本案は、緊急防災減災事業債を活用し、老朽化した高規格救急自動車の更新整備に係る財産の取得でございます。

取得しようとする内容を議案書によりご説明いたします。

1の取得物件につきましては、高規格救急自動車でございます。

2の契約の方法は指名競争入札でございます。

3の取得価格は3千165万円ございまして、うち消費税額が287万7千272円でございます。

4の契約の相手方は、宮崎県宮崎市花ヶ島町(はながしまちょう)屋形(やかた)町(まち)1179番地

宮崎日産自動車株式会社 代表取締役 松田安典でございます。

なお、去る、6月4日に、県内において救急自動車の納入実績のあります宮崎トヨタ自動車株式会社 及び 宮崎日産自動車株式会社の2業者により指名競争入札を行いました。納入期限は令和8年2月27日としております。

お手元に議案第13号関係資料の高規格救急自動車整備事業の概要書を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

次に、議案第14号の「消防本部庁舎省エネ改修工事請負契約の締結について」をご説明いたします。

本案は、脱炭素化推進事業債を活用し、当組合の地球温暖化対策実行計画に則り老朽化した空調設備の更新及び照明器具のLED化を図るために消防本部庁舎省エネ改修工事請負契約を締結しようとするものでございます。

契約の内容を議案書によりご説明いたします。

1の契約目的につきましては、消防本部庁舎省エネ改修工事でございます。

2の契約の方法は指名競争入札でございます。

3の契約金額は9千164万6千720円ございまして、うち消費税額が833万1千520円でございます。

4の契約の相手方は、宮崎県児湯郡高鍋町大字上江7618番地

株式会社中岡工業 代表取締役 中岡登(と)志(し)でございます。

なお、去る、7月1日に、当消防本部に指名願いが提出されており、かつ、本工事に対応できる業者のうち、県の格付けAランクで選定した7業者により指名競争入札を行いました。納入期限は令和8年1月14日としております。

お手元に議案第14号関係資料の消防本部庁舎省エネ改修工書の概要書を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

次に、議案第15号の「令和7年度宮崎県東児湯消防組一般会計補正予算 第1号」について、ご説明いたします。

補正予算書とは別に横長のA3用紙で「令和7年度補正予算 第1号 編成資料」を補正予算書の後に添付しておりますので、こちらをお開き下さい。

併せて後ろに添付しておりますA4用紙縦長の令和7年度補正予算(第1号)説明資料もご覧ください。

この資料は、左側の表が「歳入」、右側の表が「歳出」となっております。

まず、最初に右側の「歳出」からご説明いたします。

表の構成は、一番左側の列が歳出科目の「区分」、次に「補正前の額」、「補正額」、「計」、「備考」となっております。

最後に「補正予算書のページ数」を記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、まず、表の一番下の「歳出合計」の欄でございますが、「補正前の額」12億8千149万9千円から108万2千円増額いたしまして、予算総額を12億8千258万1千円としようとするものでございます。

次に、その内訳についてご説明いたします。

「3の消防費」のうち「①常備消防費」の「17の備品購入費」でございますが、当組合が所管している東児湯少年婦人(女性)防火委員会の活動支援として、昨年度から申請していましたが一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の助成金100万円の交付が決定しましたので、これを活用した地域防災組織育成事業として、液晶テレビやビデオカメラ一式、リモートカメラシステム等を整備しようとするもので、これらに係る経費108万2千円を増額しようとするものです。

続きまして、左側の表の「歳入」について、ご説明いたします。

表の構成は、先ほどの「歳出」の表とほぼ同様であります。

それでは、まず、表の一番下の「歳入合計」の欄でございますが、先ほど「歳出」の表でご説明いたしましたように、「補正前の額」12億8千149万9千円から108万2千円増額いたしまして、予算総額を12億8千258万1千円としようとするものでございます。

次に、その内訳についてご説明いたします。

まず、「7の繰入金」でございますが、歳入、歳出の差異を財政調整基金からの繰入金で調整しようとするもので、8万2千円を増額するものです。

次に「9の諸収入」でございますが、「歳出」の「備品購入費」でご説明いたしました東児

湯少年婦人（女性）防火委員会の事業に対する自治総合センターの助成金100万円を増額しようとするものでございます。

以上で、議案第15号の詳細説明を終わります。

以上持ちまして、議案第9号から議案第15号の詳細説明を終わらせていただきます。

議長 古川 誠

以上で説明が終わりました。

これより、議案第9号から議案第15号について、質疑を行います。

議長 古川 誠

まず、議案第9号「宮崎県東児湯消防組合職員定数条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 古川 誠

次に、議案第10号「宮崎県東児湯消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 古川 誠

次に、議案第11号「宮崎県東児湯消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」について質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 古川 誠

次に、議案第12号「宮崎県東児湯消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」について質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 古川 誠

次に、議案第13号「財産の取得について」について質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 古川 誠

次に、議案第14号「消防本部庁舎省エネ改修工事請負契約について」について質疑はありますか。

《質疑なしの声》

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 古川 誠

次に、議案第15号「令和7年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第1号）について」について質疑はありますか。

《質疑なしの声》

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 古川 誠

これより、議案第9号から議案第15号について、討論・採決を行います。討論・採決は議案ごとに行います。

議長 古川 誠

まず、議案第9号「宮崎県東児湯消防組合職員定数条例の一部を改正する条例について」に対する討論はありますか。

《なしの声》

討論なしと認めます。

討論がありませんので、採決いたします。

議案第9号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 古川 誠

次に、議案第10号「宮崎県東児湯消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」に対する討論はありますか。

《なしの声》

討論なしと認めます。

討論がありませんので、採決いたします。

議案第10号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 古川 誠

次に、議案第11号「宮崎県東児湯消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」に対する討論はありませんか。

《なしの声》

討論なしと認めます。

討論がありませんので、採決いたします。

議案第11号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 古川 誠

次に、議案第12号「宮崎県東児湯消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」に対する討論はありませんか。

《なしの声》

討論なしと認めます。

討論がありませんので、採決いたします。

議案第12号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 古川 誠

次に、議案第13号「財産の取得について」に対する討論はありませんか。

《なしの声》

討論なしと認めます。

討論がありませんので、採決いたします。

議案第13号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 古川 誠

次に、議案第14号「消防本部庁舎省エネ改修工事請負契約について」に対する討論はありませんか。

《なしの声》

討論なしと認めます。

討論がありませんので、採決いたします。

議案第14号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 古川 誠

次に、議案第15号「令和7年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第1号）について」に対する討論はありませんか。

《なしの声》

討論なしと認めます。

討論がありませんので、採決いたします。

議案第15号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 古川 誠

以上を持ちまして、本日の全日程を終了しました。

これをもって、本日の第1回臨時会を閉会いたします。

午後 2時47分 閉会